

「川越市行政不服審査法施行細則」(案)の概要について

令和5年1月
総務部総務課

1 目的

個人情報保護法の改正により、川越市個人情報保護条例及び川越市情報公開条例を改正する必要が生じたことから、両条例が設置根拠となっている附属機関の見直しを行いました。これに伴って、川越市行政不服審査会においては、今まで審議していた行政庁の違法又は不当な行為に係る審査請求に加え、個人情報保護制度及び情報公開制度に係る処分に対する審査請求についても審議することとなります。

また、情報公開制度、個人情報保護制度ともに行政不服審査法における審理員による審理手続に関する規定が適用除外となることから、行政不服審査会において、審査請求に係る諮問に対して適正に審議するための権限に関する規定等を整備するため、行政不服審査法の施行に関する細則を定めようとするものです。

2 制定事項

(1) 手数料の減免申請に関する規定の整備

行政不服審査法第38条に基づく、審査請求人等による提出書類等の閲覧等の手数料の減額又は免除の手続について規定するものです。

(2) 行政不服審査会への諮問手続に関する規定の整備

実施機関が、個人情報保護制度及び情報公開制度に係る処分に対する審査請求について川越市行政不服審査会に諮問するときの手続について規定するものです。

(3) 行政不服審査会の権限に係る規定の整備

行政不服審査会が、諮問庁に対し、公文書や保有個人情報の提示を求めることができる権限について規定するものです。

また、同審査会が諮問庁に対し、指定する方法により資料を作成するよう求めることができる権限について規定するものです。

3 施行期日

令和5年4月1日

4 効果

行政不服審査制度の適正な運用を図ることができます。